

19kW未満の小形汎用エンジンを製造している会員会社は、次の通りです。(2013年6月1日現在 五十音順)

ご購入の前に
自主規制適合マークを
ご確認ください



このラベルの貼付された製品は
業界が定めた排出ガス自主規制に
適合しています。

(株) IHI シバウラ
井関農機(株)
川崎重工業(株)
(株)クボタ
(株)スチール
トーハツ(株)
ハスクバーナ・ゼノア(株)
日立工機(株)
富士重工業(株)
本田技研工業(株)
(株)マキタ
(株)丸山製作所
三菱重工業(株)
ヤマハモーターパワープロダクツ(株)
(株)やまびこ
ヤンマー(株)



一般社団法人 日本陸用内燃機関協会

URL: www.lemma.or.jp

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町 1-2-31
TEL:03-3260-9101 FAX:03-3260-7965

さらに
地球にやさしく

19kW 未満汎用エンジン排出ガス自主規制

- ガソリン携帯 3次規制 2014年～
- ガソリン非携帯 (225cc 以上) 3次規制 2015年～
- ガソリン非携帯 (225cc 未満) 3次規制 2016年～
- ディーゼル 2次規制 2009年～
(EPA Tier4レベル)



「信頼のあかし」



自主規制適合マーク

一般社団法人 日本陸用内燃機関協会

URL: www.lemma.or.jp

小形汎用エンジンの排出ガス自主規制について

19kW未満の小形汎用エンジンは、日本において、管理機・トラクターなどの農業機械、建設機械、携帯発電機、刈払機、チェーンソーなどの動力源として広く使用されています。これらの小形汎用エンジンは、日本で使用されるとともに、アメリカ・ヨーロッパなどへ数多く輸出されている国際商品です。メーカー各社は、先進国の排出ガス規制に対応するため「排出ガス低減技術」の開発に力を入れ、大気汚染物質の低減に取り組んでいます。



日本においては19kW未満の小形汎用エンジンは排出ガスに関する法規制がありませんが、環境に対して業界としてできる限りの努力を払うことが合意され、ガソリンエンジンは2003年から、ディーゼルエンジンは2006年から自主規制制度を設け、排出ガス低減による環境保全に取り組んでいます。規制内容は19kW未満の小形汎用ガソリンエンジンは排出ガスに含まれる炭化水素(HC)、窒素酸化物(NOx)、一酸化炭素(CO)を、19kW未満の小形汎用ディーゼルエンジンはHC、NOx、CO、粒子状物質(PM)を規制するもので基準値や試験方法などは国際整合性を最大限に考慮し、米国・欧州と同レベルの規制を実施しております。(注：欧州では19kW未満のディーゼルは規制されていません)

また、ガソリンエンジンについては2次規制として2008年から非携帯用、2011年から携帯用が規制実施しています。新たに2014年からEPA3次規制同様の規制が3年間で段階的に開始されます。

ディーゼルエンジンについては2009年からより基準値を厳しくした2次規制(EPA Tier4レベル)を実施しています。

このような機械のエンジンが対象です。



自主規制の詳細、効果については一般社団法人日本陸用内燃機関協会のホームページをご覧ください。

URL:www.lemma.or.jp